

○総務省令第九十七号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第三条第七号及び第八号並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）第一条第七号及び第八号に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月一日

総務大臣 武田 良太

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十九年総務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）</p> <p>第三条 令第三条第七号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるもの</p>	<p>（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）</p> <p>第三条 「同上」</p>

とする。

一 令第三条第七号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

二 令第三条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号

三 令第三条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び被保険者番号

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第四条 令第三条第八号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

〔削る〕

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

〔削る〕

三 〔略〕

四 〔略〕

一 令第三条第七号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、番号及び被保険者番号

二 令第三条第七号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び被保険者番号

〔新設〕

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第四条 〔同上〕

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第四十七条第一項及び第二項の被保険者証の記号、番号及び被保険者番号

二 健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号

三 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第三十五条第一項の被保険者証の記号、番号及び被保険者番号

四 船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号

五 〔同上〕

六 〔同上〕

五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十
五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百十二
条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第四百
十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・

番号

〔削る〕

〔削る〕

七 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）
第一条の七の加入者証の加入者番号

八 私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の
加入者番号

九 私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の
加入者番号

十 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七
条の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十一 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四
号）第八十九条の組合員証の記号、番号及び保険者番号

十二 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養
者証の記号、番号及び保険者番号

十三 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給
者証の記号、番号及び保険者番号

十四 国家公務員共済組合法施行規則第二百二十七条の二第一項の船員組
合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十五 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省
・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保
険者番号

十六 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第一項の組合員被扶養者
証の記号、番号及び保険者番号

十七 地方公務員等共済組合法施行規程第百条の二第一項の高齢受給者
証の記号、番号及び保険者番号

<p>「削る」</p> <p>八 [略]</p> <p>九 [略]</p>	<p>十八 地方公務員等共済組合法施行規程第七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号</p> <p>十九 [同上]</p> <p>二十 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成二十九年総務省令第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号)</p> <p>第三条 令第一条第七号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 令第一条第七号イに掲げる証明書 国民健康保険法(昭和三十三年</p>	<p>(証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号)</p> <p>第三条 [同上]</p> <p>一 令第一条第七号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、</p>

法律第九十二号) 第一百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

二 令第一条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号) 第六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号

三 令第一条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び被保険者番号

(旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号)

第四条 令第一条第八号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

[削る]

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

[削る]

三 [略]

四 [略]

五 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号) 第四十条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

番号及び被保険者番号

二 令第一条第七号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び被保険者番号

[新設]

(旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号)

第四条 [同上]

一 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号) 第四十七条第一項及び第二項の被保険者証の記号、番号及び被保険者番号

二 健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号

三 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号) 第三十五条第一項の被保険者証の記号、番号及び被保険者番号

四 船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号

五 [同上]

六 [同上]

七 私立学校教職員共済法施行規則(昭和二十八年文部省令第二十八号) 第一条の七の加入者証の加入者番号

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百二十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第一百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

八 私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の加入者番号

九 私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号

十 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七條の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十一 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十九条の組合員証の記号、番号及び保険者番号

十二 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十三 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十四 国家公務員共済組合法施行規則第二百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十五 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号

十六 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十七 地方公務員等共済組合法施行規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十八 地方公務員等共済組合法施行規程第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

八 [略]	十九 [同上]
九 [略]	二十 [同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。